

「NTCIR-3 特許検索タスクテストコレクション」使用許諾に関する覚書
(研究目的使用)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所(以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)は、NTCIR ワークショップ3の成果物として甲が提供する次の「NTCIR-3 特許検索タスクテストコレクション」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。(乙は、名称として法人名を記入すること。)

第一条 (データの内容)

1. 「NTCIR-3 特許文書データ」(以下「文書データ」という)とは、「公開特許公報全文データ(1998～1999年)」「JAPIO 出願抄録データ(1995～1999年)」「日本国公開特許英文抄録データPAJ(1995～1999年)」および「パトリス標準検索課題および正解データ」のことである。
2. 「NTCIR-3 特許検索課題データ」(以下「検索課題データ」という)とは、「公開特許公報全文データ(1998～1999年)」に対して作成される検索課題と正解データのことであり、検索課題には「新聞記事データ」より選ばれた新聞記事を含む。
3. 「新聞記事データ」とは、毎日新聞社によって、販売されている毎日新聞全文記事データベースCD - 毎日新聞(1998年度版、1999年度版)に含まれる新聞記事データのことである。
4. 「NTCIR-3 特許検索タスクテストコレクション」とは、「文書データ」と「検索課題データ」を合わせたもののことである。(以下「テストコレクション」という)

第二条 (使用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション」の使用を許諾する。

第三条 (権利の帰属)

1. 「公開特許公報全文データ(1998～1999年)」「日本国公開特許英文抄録データPAJ(1995～1999年)」に関する著作権上の権利は日本国特許庁に帰属する。
2. 「JAPIO 出願抄録データ(1995～1999年)」「パトリス標準検索課題および正解データ」に関する著作権法上の権利は株式会社パトリスに帰属する。
3. 「検索課題データ」に関する著作権法上の権利は日本知的財産協会および甲に帰属する。
4. 「新聞記事データ」に関する著作権法上の権利は毎日新聞社に帰属する。
5. 乙が、「テストコレクション」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属する。

第四条 (使用許諾の範囲)

1. 乙は、「テストコレクション」を研究目的にのみ使用できるものとする。
2. 乙は、「テストコレクション」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それらを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。配布には、電子的媒体による送信可能化を含む。

第五条 (提供の方法)

甲は技術的に妥当な手段により「テストコレクション」を乙に提供する。

第六条 (利用者の範囲)

1. 「テストコレクション」の利用者の範囲は、乙本人または乙と同一組織に所属して直接共同して研究する者ならびに乙が直接指導する大学院生等に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第七条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション」を使用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。研究発表に、「テストコレクション」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開を含む場合には、乙は甲と事前に協議するものとする。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権及び出版者等の権利を侵害してはならない。

3. 乙は、発表論文に、「テストコレクション」を使用したことを明記し、使用した文書データを明記し、かつ、NTCIR ワークショップ 3 の会議論文集と関連する文献を引用するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）を記載した研究発表報告書、及び、発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
5. 乙は、「テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第八条（覚書の有効期限）

本覚書の有効期限は覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の一ヶ月前までに、甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、自動的に更新し、有効期間を次年度の一年間とする。以後も同様とする。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うこととする。

第九条（報告書の提出）

乙は、有効期限満了日の一ヶ月前までに、「テストコレクション」を使用した当該年度の研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第十条（データの使用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する使用が認められた場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション」の使用を中止し、「テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去しなければならない。
2. 「文書データ」の著作権所有者からデータ使用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、該当するデータを速やかに消去しなければならない。

第十一条（免責事項）

甲およびデータの権利者（提供者）は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション」を使用したことで生じた不利益については、一切の責任を負わないものとする。

第十二条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第十三条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都港区虎ノ門 4-3-13
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
NTCIR プロジェクト プロジェクトリーダー
教授 神門典子

通知先住所 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

(乙) 住所 _____
名称 _____
役職名 _____
氏名 _____